

東京 2020 オリパラ競技大会から考える人権社会学

—権利認識されがたい「パスする日常」に注目する「人権社会学」を用いて、
対セメンヤほか計3種の「参加拒否問題」を考える—

榎田 美雄

神戸市看護大学

kashida.yoshio@nifty.ne.jp

Sociology of Human Rights

from the Tokyo 2020 Olympic and Paralympic Games

KASHIDA Yoshio

Kobe City College of Nursing

Key Words: Classification, Olympic, Paralympic, outside of law, Rights of Passing

要旨

「東京2020オリパラ競技大会」は、歴史上、どのような大会として意味づけられるだろうか。私は、この大会は3種の「参加拒否」がなされた大会として扱うことができる、と考えている。すなわち、「東京2020オリパラ競技大会」は、第1に、陸上中距離走者であるキャスター・セメンヤたちが高テストステロン（男性ホルモン）検出者として、法の外側の、法の保障のない「クラス」に「クラス分け」¹されて、女子種目へも、男子種目へも出場するチャンスを奪われた大会である。第2に、走り幅跳びアスリートであるマルクス・レームが競技の公正を阻害する恐れのあるブレード型補助具の着用者として、「適格なオリンピック」になり難いものとして「クラス分け」され、オリンピックへの出場を拒否された大会である。そして、第3に、車椅子バスケットのハイ・ポインター（の一部）が、個人としての障害者性が不足するものとして、つまりは、「適格なパラリンピアン」になり難いものとして「クラス分け」され、パラリンピックへの出場を拒否された大会である。

そして、この3種の「参加拒否」が達成したことは、「排除されたものたちの人権」を端的に「法的保護の外」に置き、そのようにして反論を受け付けられない「法の外」の領域があることを示すことで、何が法の外にあって、何が法の内にあるのかを示すことであった、ともいえよう。具体的には「適格なオリンピック女性とは誰か」「適格なオリンピック身

体とはどのようなものか」「適格なパラリンピアンとは誰か」を「そうでないものたち」と対比的に示すことで、「法の内」と「法の外」を実践的に呈示したことであった。

この3種の「参加拒否」は、「主権者的クラス分け（片方を法の内、もう片方を法の外にするようなクラス分け）」という手法を共通の手法として用いたともいえる。ダイバーシティ&インクルージョンの傾向が強まる21世紀においては、統合的なイメージとしての「適格な女性」、「不当に有利な身体補装具を使っていない適格な陸上アスリート」、「障害者である、障害者スポーツへの適格な参加者」の像を積極的に示して、そのカテゴリーの外側であることを証明することは困難である。しかし、「主権者的クラス分け」の手法を用いるのなら、そうやって、法的に十分保護されていない「パスして生きる権利」を個別的に攻撃するのなら、特定のアスリートたちを、排除できるのである。

このような構図を得ることができたのは、「人権社会学」の力であった。

1. はじめに

『第32回オリンピック競技大会（2020／東京）』は、2021年7月23日から8月8日までの17日間開催された。また、『東京2020パラリンピック競技大会』は、2021年8月24日から9月5日までの13日間開催された。この2つのスポーツ競技大会はひとつの組織委員会で開催されたため、まとめて、『2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会』と表記されることもある。

では、この『2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会（略称：2020東京オリパラ競技大会）』に関して、素朴な疑問を4つ検討することで、議論を開始しよう。

1-1. 一つ目の疑問

まず、一つ目の素朴な疑問は次のようなものである。「パラリンピック」は「オリンピック」と別のスポーツ大会として開催されているが、なぜ一緒にやらないのか。「ダイバーシティ&インクルージョン（D&I²）」路線が現代の趨勢ではないのか。つまり、少々の違いは包含して統合していくのが適切なのではないのか。「パラリンピック参加選手」は、現在はパラアスリートと呼ばれることが通例となっているが、それならば、オリンピックとパラリンピックの大会を分ける必要はないのではないのか。たしかにパラリンピックは、リハビリテーションのための障害者スポーツ大会であった国際ストーク・マンデビル競技大会が前身だけれども、もうそこから50年ほどもたっているのだから、もうよいではないか³。

つまり、現在の形、すなわち、「オリンピック」と「パラリンピック」という2つのスポーツ大会をひとつの組織委員会が運営する形は、むしろ、ことさらに健常者と障害者を分断する不適切なスポーツ競技大会である、という意味をいまや帯び始めているのではないか。そのような疑問があり得るのである。

1-2. 二つ目の疑問

次いで、二つ目の素朴な疑問は以下のようなものである。前回のリオデジャネイロ・オリンピックにおける、女子 800m陸上トラック競技の金メダリストであるキャスター・セメンヤ⁴（南アフリカ）は、なぜ「2020 東京オリパラ競技大会」には出場できなかったのか。

もちろん、アスリートに対する性別確認検査の歴史や現在行われている男性ホルモン（テストステロン）の血中濃度による出場選手選別のやり方の問題点に関しては、すでに多くの報道や論考が出ている。しかし、社会的に問題になるのは、今回のようなアドホックな検査が社会的に持っている意味であろう。つまり、性別の諸特徴のように、その詳細については、通常は「パッシング（通過）」されているものが、スポーツ競技大会という特殊な文脈下では、「クラス分け」によって、容易に「パッシング」を「妨害」できてしまうということ、その結果、一般社会ではあり得ないような形で、参加を排除された選手の「人権侵害」が不可視の状態におかれてしまうこと、この2点である。

1-3. 三つ目の疑問

三つ目の素朴な疑問は以下の通りである。「オリンピック」の参加標準記録を突破しているドイツの走り幅跳び選手であるマルクス・レームが、なぜ、オリンピックになれないのか、である。これは、マルクス・レームが右足の膝下に嵌めているブレードが、なぜ、オリンピックに出ようとしたときだけ、「道具ドーピングの道具」と疑われてしまうのか、という問題でもある。つまり、健常者枠であるオリンピックに参加したい障害者は、パラリンピック出場者であり続けるのならば適格な補装具装着者なのに、オリンピックに出たいと言うだけで、不当な有利さを疑われてしまうのか、という問題である。

マルクス・レームのこの件に関しても、たくさんの論考が出されているが、やはりここでも問題になるのは、「差別される機会」を与えうるものとしての特別な「クラス分け」がなぜ、社会的に適用可能になっているのか、という点であろう。結論を先取りして言うのならば、それは、「マルクス・レームのパフォーマンスがほとんどの健常者を上回ったから」である。ところで、この論理と、「パラリンピックをオリンピックとは別の競技大会として開催するのが当然」とする論理は、関連しているように見えるが、どのように関連しているのだろうか。あとになるが、考えていくこととしよう。

1-4. 四つ目の疑問

四つ目の素朴な疑問は以下のものである。「障害者スポーツ」における競技の公平性を決して侵さないと論理的に言える「健常者」が、なぜ「健常者」であるが故に「障害者スポーツ」から排除されるのか。

つまり、「車椅子バスケットボール」においては、コート上の出場選手 5 人の持ち点合

計が 14 点以下でなければならないという制度がある。そして、このように「持ち点合計の上限規制」があることで、多様な身体状態のアスリートたちに参加の道を開いている。この「持ち点合計の上限規制」は、各選手の「持ち点」認定に当たっては、医師らによる審査があるため、やはり「クラス分け」ルールではある。しかし、それは「個人の競技力の同等性を確保するための」「個人別競技力均等化のためのクラス分け」ではなく、「クラス分けによって与えられた個人別持ち点の合計に、チームとしての上限規制を付してチームの競技力の同等性を確保するための」「チーム別競技力均等化のためのクラス分け」である。

「車椅子バスケットボール」は、チーム間で競い合う競技種目である。したがって、その競技種目にとってレリバントな「公平性」は、「チーム別競技力均等化のためのクラス分け」のみで、十分確保できるはずである。にもかかわらず、今回の「東京 2020 オリパラ競技大会」では、ハイポインター（健常者に近い、高い持ち点の車イスバスケットボール）の一部は、参加を禁止されたのである（国際パラリンピック委員会の主張は、健常者の参加を禁止するべきだ、という主張ではなく、ハイポインター部分に健常者に近い競技者が混じり込まないように、国際車イスバスケット連盟は、国際パラリンピック委員会に承認される水準で、最低限の障害保持者にだけ競技参加を認めるようなクラス分けルールとするべきだ、という主張であったが、意味的には、健常者に近い、健常者と混同されるような障害者は、パラリンピックの適格な参加者ではない、という主張になっている）。

ここには、「クラス分け」の、存在しうる 2 種類の機能が片方に切り縮められてしまっているという問題があると思われる。このことの意味を最後に探っていこう。

以上、議論の先取りの 4 つの素朴な疑問をのべたが、それぞれの疑問は以下の順番でより詳しく扱われる。まず、疑問 1 は全体のまとめで、疑問 2 が 2 節、疑問 3 が 3 節、疑問 4 が 4 節である。

2. キャスター・セメンヤの参加資格問題から人権社会学を考える

2-1. キャスター・セメンヤの参加資格問題

キャスター・セメンヤは、ロンドン（2012）とリオデジャネイロ（2016）の 2 つのオリンピックの「女子 800m トラック競技」で優勝した南アフリカの陸上競技選手である。しかし彼女は、2018 年 11 月から導入された、国際陸連（2019 年より世界陸連 WA）の新しい規定（高アンドロゲン症規定、すなわち「男性ホルモン的一种であるテストステロン値が 5nmol/l よりも高い女性に、400m から 1 マイルまでの女子トラック競技への出場資格を制限する」という規定⁵⁾）の結果、「東京 2020 オリパラ競技大会」においては、テストステロンの数値を下げる方向での基準クリアを目指さず、200m での出場を目指したが、選考会を突破できなかったのである。キャスター・セメンヤは 800m の専門競技者であったから、実質的には、高アンドロゲン症規定によって出場を拒否されたのである。

2-2. スポーツの国際競技会における「性別確認検査」の歴史

來田・田原（2018）によれば、国際競技会における最初の「性別確認検査」は、1966年8月の英連邦競技大会であるという。また、オリンピックにおける最初の「性別確認検査」は、1968年のグルノーブル冬季五輪であるという。この最初期の「性別確認検査」は、視認検査や触診検査によってなされていた。來田・田原（2018）は、IOC（国際オリンピック委員会）の理事会議事録を体系的に調査し、「性別確認検査」の導入にあたって、当時のブランデー IOC 会長が果たした役割が思いのほか大きいこと、当初より、導入に批判的な NOC（国別オリンピック委員会、たとえば、ニュージーランドのそれ）があったことなどを明らかにしている。1980年代に入り、「検査」の科学的妥当性の薄さや倫理的課題の存在が知られるようになり、国際陸連は、1991年に当該検査の廃止を決定した。また、1996年には、IOCが主催した「世界女性スポーツ会議」においても、「検査」の廃止を含んだ決議文が採択され、結局、2000年以降のオリンピックでは、「検査」がされないこととなった。

その一方で、2004年には、IOC 理事会は、「性別変更選手」の「オリンピック大会への参加承認」を決定している。來田・田原（2018：44）は、この事態を「スポーツ界では性という境界が医学的に成立しないことを踏まえた性別確認検査の廃止に加え、性別という境界は越境可能であることも [IOCは] 認めた（中略）スポーツが『参加の平等の保障のために気にかけてきた境界が、性ではないのだとすれば、いったい何なのか』」（引用内の [] 内は檉田による）と総括し、「性別確認検査」が歴史的には、その有効性を失ってきた検査であるという立場をとっている。

2-3. 世界陸連の高アンドロゲン症規定は何をしているのか—社会学的考察—

ところで、現在の世界陸連の「高アンドロゲン症規定」は、何をしているのだろうか。上述の流れのなかで、「性別確認検査」という主張は取り下げられている。けれども、この規定が意味しているのは、「特定の競技に参加しようとしていながら、その競技種目内での通常の参加者と比べて特別に有利な特徴を持っているという疑いを掛けられた競技者は、女子競技の場合は、高アンドロゲン症規程にそって処遇される（男子競技の場合は補装具が道具ドーピングではない証明を求められる）」ということである。すなわち、「10nmol/l」を越えるテストステロン数値が出たアスリートは、薬の内服等の方法で、最低限 6 カ月以上「5nmol/l」以下の数値にテストステロンの数値を抑えなければ、女子競技への参加が認められないのである。

これは、実質的に「女子競技」への参加の可否を決定する「性別確認検査ではない女子競技参加資格確認検査」が実行されているということができよう。しかし、「世界陸連」も「国際オリンピック委員会」も当該の「女子競技」の名称を、「10nmol/l 以下の低テストステロン数値者向け競技」と改名していない。当然のごとく、「女子競技」と呼び

続けている。とするならば、この新しい検査もまた「広義の性別確認検査」であるといえるのではないだろうか。

けれども、この検査による判定は、生育歴や家族歴といった、一般的に社会的な性別（ジェンダー）と関わりがある諸要素とのつながりを欠いているため、「ジェンダーではないなにものかで、かつ、性にかかわるなにものか」に関する判定であるというしかない。もちろん、過去の議論から、こんな一つの指標だけで、生物学的性（セックス）の判定になっているという主張ができるわけもない⁶。なされているのは、端的に男性ホルモンの一種である「テストステロン」の血中濃度がはかられているだけであり、これはかなり奇妙な「性に関する検査」である。もちろん、「女性性を認定する検査」としての質は持ち得ていない。

いったい、この「検査」は何をしているのか。おそらくは「クラス分け」をしているのである。けれども、その「クラス分け A」と「クラス分け B」は、「競技参加枠組 A」と「競技参加枠組 B」に対応しているわけではない。セメンヤ選手のような「高アンドロゲン症」のアスリートたちは、「テストステロン値が 10nmol/l」⁷以上か否かで判別され、テストステロンの数値が低いクラスに割り振られたときのみ、「競技参加枠組」が保障され、そうでない方に「クラス分け」された場合には、「競技参加枠組」が保障されないのである⁸。

なぜ、そのようなことが可能なのだろうか。クラス分け作業によって、ある競技者たちが「クラス分け A」と「クラス分け B」に分けられたら、どちらにも、同じ権利と義務を割り振るのが適切なのではないのか。つまり、割り振られた両群は、「テストステロン高値群」と「テストステロン低値群」として、「競技参加枠組 A」と「競技参加枠組 B」が保障されるのが当然なのではないのか。

しかし、そうはなっていないのである。とすると、これは「国際陸連が、法の保護の内側と法の保護の外側を決める、という意味での、主権者である」ということを意味しているのだろう。

アガンベンを引きながら、大貫恵佳（2021）がまとめてくれている議論がわかりやすい。

「主権は、法権利の領域とその外部（例外状態）を区別し、その外部をたんなる事実（生）の領域として前提化することで、法権利の領域を確定する。この外にとらえられた単なる事実（生）に対して法は適用されない（宙吊りにされる）が、それは法それ自体を存立させる前提として法に包含される」（大貫 2021: 139f.）。

つまり、「クラス分け A」にのみ「競技参加枠組」を割り当てることが可能なのが、「主権者」だし、「主権者」ならば、そのようにできるのである（再帰的主権者性）。何が起きているのか、ということに関するとりあえずの説明はこれでできた、ということができるだろう。

2-4. 「主権者のクラス分け」と「非ゲーム的パッシング」—パッシング妨害による被害—

しかし、2-3までの議論には何か重要な部分が欠けている。クラス分けをして、片方に「競技参加枠組」を割り振り、もう片方には「競技参加枠組」を割り振らない、というような「主権者のクラス分け」は、どのような場面で可能になって、どのような場面では可能ではないのだろうか。つまり、「クラス分け」の実践をしておきながら、その結果の片方のみを「法の外」に置くような、そんな根源的な「クラス分け」を実行する権利は、「法の支配」が確立した近代社会では、一般的にはほとんどの主体には分け与えられていないのではないだろうか。

“いや、それが可能なように、「クラス分け A」は「法の内部」で、「クラス分け B」は「法の外部」であるように、「主権者」は権力行使をするのだ”といったとしても、それは「アドホックさ」の内実を、「主権者というものがいるのだ」という別のフレーズを用いて言い換えただけであって、新規に何かを説明したことにはならないだろう。

本稿が社会学を名乗るのなら、なにか、単なるトートロジーではない、新しい説明メカニズムの導入が必要となる。

ここで役に立つのが、ガーフィンケルの「パッシング」に関する議論だろう。ガーフィンケルこそは、インターセックスである「アグネス」に関して、「アグネス、彼女はいかにして女になり続けたか——ある両性的人間の女性としての通過作業（パッシング）とその社会的地位の操作的達成」（Garfinkel 1967=1987）を書き、社会学世界に、インターセックスに関する思考の重要性を知らしめた人物だが、問題は、「アグネス」が「インターセックス」だったかどうかではない。そうではなくて、「アグネス」の社会的実践が「非ゲーム的パッシング」として見出され、普通の人々が性に関して実践していることと同じことであると発見されたことこそ、重要なのである。

つまり、「パッシング」というものが、ゴフマン的な、ゲーム的なものではなくても、存在しうるものであること。つまり、対処可能な露見の危機に対して、露見の危険を予期しながら対応する類いのものではなくても、何に対しての対処かが明確でなくても存在しうるものであること、このことを明らかにしてくれた点で重要なのである⁹。

さて、では、ゴフマン的な「ゲーム的パッシング」と対比される、ガーフィンケル的な「非ゲーム的パッシング」とは、直接的にはどのようなものだろうか。それはまず、だれもが普通であるために、ごくごく日常的に行っている「通過作業（パッシング）」である。けれども、行為者本人が、自らのパッシングが行われている場所で働いている基本的なルールを、脳裏に浮かべずに実行できるものである。自らが何をやり過ぎたのかということについては、事後的・遡及的な見出しによって認識がなされていくのである。そういう類いのパッシングなのである。

ところで、「パッシング」には、その実践を妨害する対抗的实践がしばしば伴っている。さらに、その伴っている方の実践を「パッシング妨害」という用語で名付けてみることに

しよう。とすると、「東京 2020 オリパラ競技大会」で何がおきているのかということ、ガーフィンケルの「アグネス論文」をベースに考えていくことができる。

スポーツ競技大会の場合は、とりわけ「障害者スポーツ」であるとか、「女子競技」であるとかの場合は、この「パッシング妨害」が人々の他の生活の場よりもおきやすい場所として存在している。それは「クラス分け」があたりまえに行われる場だからである。

「東京 2020 オリパラ競技大会」をはじめとした、スポーツの競技大会で行われる「クラス分け」は、「期待の追随¹⁰」のような「非ゲーム的パッシング」を妨害しやすくする質をもっている。なぜなら、「クラス分け」活動は自然物というよりは人工物なので、「慣習化」されたコミュニケーションの分厚い層に埋まった「非ゲーム的パッシング」がしにくいのである。

そのような中で、キャスター・セメンヤは「パッシング」できずに、「競技参加枠組」と対応しない「クラス分け」類型に繰り入れられたのである。つまり、キャスター・セメンヤに起きたことは、「真実のテストステロンの数値が明らかにされて、それでクラス分けされた」というよりは、「パッシング」へのアクセスを妨害されて、「競技参加枠組」が存在しない「クラス分け」に仕分けられた、ということなのである。「男性か女性か」という区別ならば、キャスター・セメンヤは、他の多くの女性同様、たくさんの「非ゲーム的パッシング」を遂行することで「女性側」に残ることに成功できたであろう。しかし、「テストステロンの数値」というものを指標にされたのでは、「非ゲーム的パッシング」は使えないのである。

つまり、キャスター・セメンヤたちは「パッシング」へのアクセスを妨害された存在で、かつ、その結果、繰り入れられた「クラス分け」類型は「法の外」だった、ということなのである。

ここまでの議論をまとめよう。つまり、キャスター・セメンヤたちは、「非ゲーム的パッシング」に対する「パッシング妨害」の被害者であるとして認定することができ、かつ、そのことに抗議する際には、元々できていたことが「非ゲーム的パッシング」なので、権利に基づいた反論というものが大変に困難だった、と言えそうなのである。

3. マルクス・レームの参加資格問題から人権社会学を考える

3-1. マルクス・レームの参加資格問題における「ダブル・スタンダード」性

マルクス・レームは、8m62cm を飛ぶ走り幅跳びジャンパーである。これは、オリンピックの参加標準記録をもちろん超えている。しかし、彼は義足のジャンパーなので、オリンピックに出場することができない。理由は、その足にはいている「ブレード」が、他の選手よりもジャンプに有利なものとして働いているかも知れないからだ。

しかし、ここにはあきらかな「ダブル・スタンダード」がある。もし、マルクス・レームがやっていることが不正なら、その不正の被害者は、健常者だけでなく他の障害者ジャ

ンパーでもあるはずなのに、なぜかマルクス・レームの問題は、「オリンピックへの出場
の是非」という片側だけでしか語られていないからだ。他の障害者に対しては不問に付さ
れていることが、他のオリンピック出場者との関係においては、問われてしまっている。

つまり、マルクス・レームの右足の下腿部のブレードが、他の「下肢障害者」が使って
いるブレードよりも有利かどうかは吟味されずに、健常者の筋肉と皮膚と骨でできた足に
比べて有利さが無いことの証明のみが、マルクス・レーム側が証明すべきこととして課
されているのである。

3-2. 「ダブル・スタンダード」性の視覚化

「ダブル・スタンダード」性をよりはっきりと視覚的に呈示するために、諸状況を表に
まとめてみたのが、以下の表1である。この表は「スポーツ選手の『理念適合性』一覧表」
と名付けられているとおり、スポーツ選手が適格であるということが、状況毎に違った理
念的条件に対しての適格性として判別されていることを示したものである¹¹。

この表1において、マルクス・レームに関する議論はB段に解釈があり、ナイキ等の厚
底靴問題に関する議論はC段に解釈がある（日本経済新聞社 2019）。

すなわち、「マルクス・レーム」の記録が、普通の健常者の記録を下回っていた場合に
は、表1のA段に書かれた解釈のとおり、マルクス・レームの「ブレード（義足）」は、
「補装具」として扱われたことだろう。実際、マルクス・レームは、2014年のドイツ陸
上選手権で8m24cmをマークし、健常者選手を抑えて優勝した経験も持っているのであ
る。

しかし、「マルクス・レーム」の記録が、健常者アスリートたちの記録を上回り始めると¹²、表1のB段の解釈が採用されるようになる。即ち「あのブレードが怪しい、あのブ
レードの性能を確認せよ」である。

もし、「義足としてのブレード」の「全体」にB段のような視線を送ってしまうのなら、
そのときには、「ブレードA」と「ブレードB」との間での性能差が不公平さをもたらし
ているのではないかと、という議論が必要となるだろう。しかし、そのようなことは起きな
かった。

また、「補装具としてのブレード」に対し、表1のC段のような視線を送って、「競技参
加枠組」を確保していくことも可能だっただろう。すなわち、（ナイキ等の）『厚底靴』問
題のように、仕込んである「ブレード」の枚数を制限したり、反発性能を制限したりして、
競技団体側が積極的に「道具に関する基準作り」に関与していく道もあっただろう。しか
し、その道は、ブレードにかんしては取られることがなかった。

表1 スポーツ選手の「理念適合性」一覧表：適格性を支える斉一性理念への注目

スポーツ選手の分類		健全者スポーツ選手の 状態と理念との一致度	障害者スポーツ選手の 状態と理念との一致度
競技性を支える理念			
A 段	(身体の) 斉一性	適合	適合 (補装具による機能向上が、合理的配慮によるサポートとして当然のものとして判断される) ※障害のあるアスリート Impaired athlete 2020.1.31のIPC 声明文はパラリンピック出場者は全員が個人として障害者であるべきだと主張した
B 段	障害者アスリートの記録が健全者に迫った/抜いた場合の斉一性	適合	不適合 A (補装具による機能向上が、身体の斉一性に基盤をおく競技秩序を破壊したと判断される) cf. マルクス・レーム ※athlete with disability
C 段	健全者アスリートの記録が当該アスリートの利用している道具(シューズ等)によって影響されているのがあらわな場合の斉一性(α)	不適合 B (道具による機能向上が、身体の斉一性に基盤をおく競技秩序を破壊したと判断される) ex. 「つねにすでにサイボーグ化している」(Norman and Moola 2011: 1270) ※渡(2012)の議論 cf. バネ入厚底靴問題	不適合 A and B (道具/補装具使用者として)
D 段	身体の斉一性ではなく、身体と外部環境(人工物・制度的環境・気候等)との相互作用によってできあがっている全体システムの斉一性(個人的斉一性の場合もあれば、チーム的斉一性の場合もある)(β)	理念がαからβに変わると、不適合 B 状態のまま適合に意味変換される。 ex. 6人制バレーボールにおけるリベロ(守備専門者)はチーム的斉一性の例 ex. サッカーにおけるキーパー以外の手の使用禁止もチーム的斉一性の例	理念がαからβに変わると、不適合 A and B 状態のまま適合に意味変換される。 ex. 車イスバスケットにおける14点キャップ制はチーム的斉一性の例 2020.2.1のIWBFの声明文はIWBFにはクラス分けに関する独自の哲学があると主張した

★この表1の初出は、檜田(2020a: 4)である。本稿掲載に当たって改変部分がある。

★「マルクス・レームの出場拒否問題」はB段。「ナイキ厚底靴問題」はC段に対応する。

3-3. 「主権者的クラス分け」を可能にする「パッシング妨害」

ここまでの議論にしたがうのならば、マルクス・レームの参加資格の場合も、キャスター・セメンヤの参加資格の場合同様、「クラス分け」と「パッシング」をキープフレーズと

して、どのようにして「主権者的クラス分け」の環境が生み出されてきたかの問題として、この問題を扱うことができよう。

すなわち、下肢障害でブレード型の補装具（義足）を使っているアスリートの場合、表 1 の A 段に位置づけられている間は、「非ゲーム的パッシング」が自然にできている状態であるということができるだろう。しかし、記録が健常者ジャンパーの記録を上回り始めると、ブレードランナーの位置づけは表 1 の B 段に移行する。このとき、「パッシング」は容易ではなくなる。日常の多様なコミュニケーションの慣習的な厚みの外で、「クラス分け」が行われるからである。また、そのような「クラス分け」のあとで「競技参加枠組」が与えられないのは、新しい「クラス分け」には「非ゲーム的パッシング」がくっついてこないからなのである。

つまり、図示すると以下のようなになる。

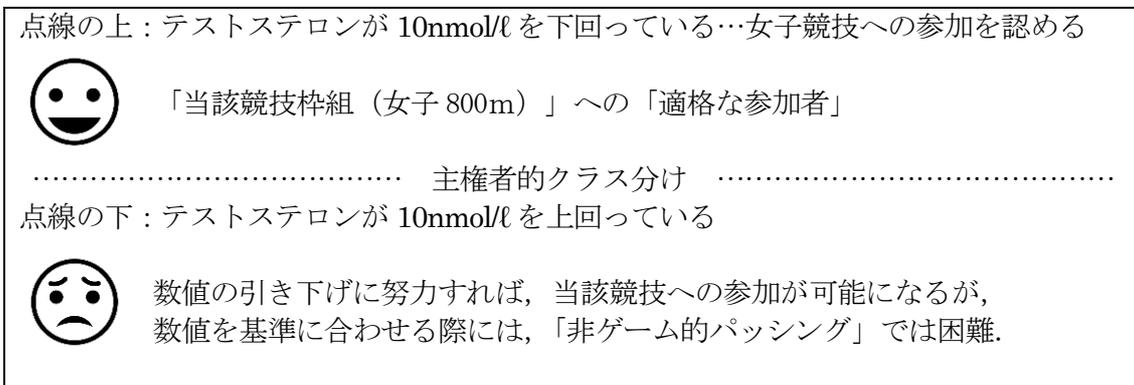


図 1 キャスター・セメンヤのクラス分けの場合（非ゲーム的パッシングが困難）

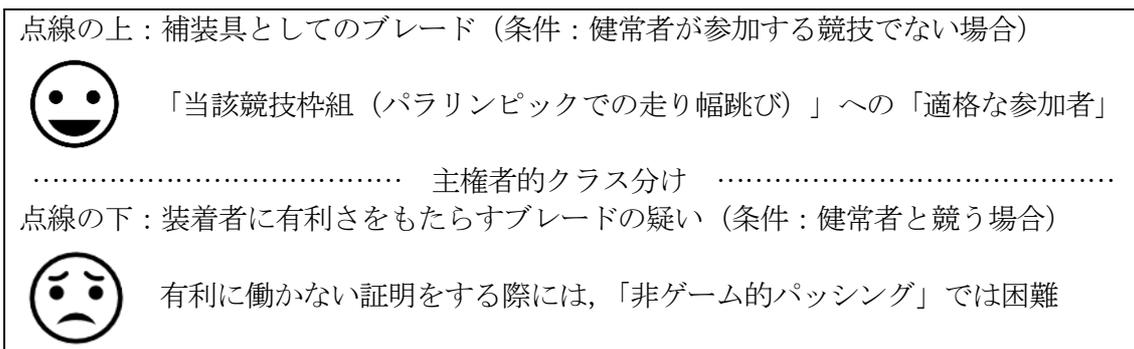


図 2 マルクス・レームのクラス分けの場合（非ゲーム的パッシングが困難）

4. 車椅子バスケットボールにおけるハイポインターの参加資格問題から人権社会学を考える

4-1. IPC（国際パラリンピック委員会）対 IWBF（国際車イスバスケット連盟）

「車椅子バスケットボール」には独自の面白さがあり、独自の「クラス分け」ルールの哲学がある。車椅子バスケットボールに関するこれらの特徴については、渡正（2012）

や藤野・檜田（2017）に詳しい。ここで短く要約的に述べるならば、「車椅子バスケットボール」には、その道具利用の側面において、健常者の行っている車椅子を使わないバスケットボールとは違う特徴がある。たとえば、金属の車椅子を、座ったり走ったりするための道具として使うだけでなく、ローポインター（比較的身体障害の程度が大きく持ち点計算では低い点数になる）の選手が、ハイポインター（比較的身体障害の程度が小さく持ち点計算では高い点数になる）の選手の攻撃参加を抑止するためにも使うのである。

ところが、2020年2月に報道されたのは、そのような「車椅子バスケットボール」の特徴ではなかった。そこで報道されたのは、IPCの基準からみて、個人として十分な障害者性のない車椅子バスケットボールのハイポインターは、たとえ国際車イスバスケット連盟の基準では出場することができても、IPCとしては、パラリンピックへの出場を認めないということであった。これは一体どういうことだろうか。謎解きが必要であろう。

4-2. 二つの「公正性」と二つの「クラス分け」

障害者スポーツにおける競技の公正性を守る仕組みには、「クラス分け」に限っても2種類ある。まず、1種類目は、競技に参加する全てのアスリート個人に対して「クラス分け」を実施し、同程度の身体パフォーマンスの選手を「クラス分け」によって認定して、その同程度のパフォーマンスの選手同士（あるいは、同程度のパフォーマンスの選手を集めた選手団同士）で競わせるものである。

もう1種類は、団体競技の場合にのみ可能となる方法である。チームに一定の点数を割り振って、その範囲内で、メンバーをバランス良く揃えさせることで、同程度のパフォーマンスのチームを作らせて、争わせるものである¹³。この後者の場合は、少なくとも、「チーム間の競技力の同等さを守る」という観点からは、健常者が障害者スポーツの試合に出ることが（重度の障害者がでることと同様に）可能になる¹⁴。

しかし、2021年パラリンピックにおける車イスバスケットにおいては、この後者の「クラス分け」方法が十分に活用されず、ハイポインターのうちで、健常者に近い領域の障害者の一部は出場できないようにされてしまったのである¹⁵。

4-3. 「パラリンピックの競技である車椅子バスケットボールのチームは、個人としての障害者によって構成されていなければならない」とIPCが主張する理由は何か？

それにしても、「パラリンピックの競技である車椅子バスケットボールのチームは、個人としての障害者によって構成されていなければならない」とIPCが主張する理由は何なのだろうか。

国際パラリンピック委員会のホームページでは「クラス分け」の意義については、以下のように述べられている。

スポーツ全般において、選手を体格や性別、年齢でグループ分けすることによって試合に与える影響を最小限にすることができる。

By grouping athletes by size, gender and age, the sport minimises the impact of these on the outcome of competition. In Para sport, classification relates to the athlete's impairment. (IPC, n.d.)

しかし、この理由からは、ハイポインター部分の選手の資格に「個人として十分な障害者性を持っていること」という条件を付ける理由にはなっていない。

結局のところ、IPC がやっていることは「障害者スポーツ中に、障害が不利とならない活動領域があることの、車椅子バスケットボールによる実例呈示機能」を「障害者スポーツ」から奪う可能性があることである。

しかし、それは何のためだろうか。

このあたりのことは、樫田 (2020a; 2020b) および Purdue and Howe (2013=2020) の後半の「訳者解説部分」にも書いたが、かいつまんで述べると以下ようになる。

マーケティングを意識したアクターとして、IWBF だけを考えるのではなく、IPC もまた、マーケティングを意識して行動したアクターの一つである、と考えるならば、上記の謎は解けるのではないだろうか。

つまり、樫田 (2020b) で述べたように、「パラリンピックによる、オリンピック補完策」として、この IPC による IWBF 批判を扱うことができるように思われるのである。

つまり、他にもたくさんの国際的な障害者スポーツ大会があるなかで、観客動員数の観点からはパラリンピック競技大会が、明らかに頭抜けて大きな大会に成長してきている。これは事実である。そして、そのように成長することができた要因としては、名称からも推測できるように、オリンピックの同位対立物であるというイメージ戦略に、パラリンピック競技大会が成功したからとも言えるのではないだろうか。そして、もしこの推論にある程度の正しさがあるとするのならば、どんな個別競技にせよ、「最低障害基準」という「クラス分け規則」を徹底することによって、単に同一クラスに所属している障害者間での競技性を保障するだけでなく、最軽度のクラス分け所属であったとしても、しっかりと健常者の排除ができていくという「障害者としての質の保証」をも達成させることができるはずであり、その達成こそは、パラリンピック競技大会がオリンピックのカウンターパートであるという、国際イベント的ポジションを維持し続けるために必要かつ重要なことである、ということだったのではないだろうか (IPC n.d.)。

つまり、障害レベルによるクラス分け規則が存在する意義が、近年、マーケティング戦略上変化した可能性があるとも思われるのである。したがって、従来は見て見ぬふりをしていた IWBF のゆるやかすぎるクラス分け規則についても、管理強化を行ったのではな

いかとも思われるのである。檜田（2020b）では、この後者の解釈を採用したときに、パラリンピック競技大会が得ることができるものが増大するだけでなく、失うものもかなりあるのではないかという観点から議論を展開したが、その詳細は檜田（2020b）を見て頂きたい。

5. まとめ

5-1. 我々は何をしてきたのか

本稿では、人権社会学の立場から、「東京 2020 オリパラ競技大会」を検討した。具体的には、権利化されがたい権利として「非ゲーム的パッシング」をする権利をあげた。つまり、「パスする日常」が暗黙裏に保持されていることもまた、人権の一部であり得るという立場をとった。そして、その「パスする日常」の中でなされている「非ゲーム的パッシング」が妨害された事例として、キャスター・セメンヤの参加資格問題、マルクス・レームの参加資格問題、そして、車椅子バスケットボールのハイポインター選手の参加資格問題を検討した。「パスする日常」は、「パスしそこなった状態」が「権利保全の根拠にならない場合」に当事者の「あたりまえの生活」を守ってくれるものである。したがって、「パスする日常」が奪われた場合には、「真実の私の状態」を根拠に、「権利保全」を主張することがたいへん困難なのである。そのような困難性を生きた人々として、キャスター・セメンヤほかの人々を扱った。

なお、キャスター・セメンヤほかの、それぞれの人々の「参加資格問題」の背後には、「クラス分け」の思想があっただろうことにも注目しておきたい。すなわち、クラスを細かく分けることで、「人間」を「パフォーマンス能力別」に仕分けることで、「競技性」を確保するという思想が存在しているようだった。

しかし、スポーツの可能性のなかには、そのような「クラス分け」の思想とは違う可能性もあることを我々は知っている。「オリンピック」の下に「パラリンピアン」を位置づけるような、そのような「クラス分け」の思想ではない、別の思想がありうる。スポーツの可能性や障害者スポーツの歴史の中には、個人能力の上下を確定することで「競技性」を確保するやり方以外の、システム開発の歴史があったのである。

たとえば、障害者スポーツの歴史には、人々の「パスする日常」と同様の形で、「競技の枠組の分類の根拠を明確化しないようなやり方」で、競技者を募ってきた歴史もあるのである。「盲人卓球」においては「晴眼者」も「盲人」も「アイマスク」を掛けることで同等のプレーヤーとなっていた。そういう「パスする権利」を基盤に発展してきた障害者スポーツも多いのである。

別の言い方をするならば、「障害者スポーツの可能性」としては、やはり「非障害者スポーツとしての障害者スポーツ」が追求されて良いだろうと思われるのである（檜田（2019）参照）。つまり、「インペアメント（欠損）」を「無意味化」する社会的な仕組み

を、スポーツルールの閉域の中に整備して、そのような、未来社会の先取りのなかで、健全者だろうが障害者だろうが、同様のスポーツパーソンとして振る舞うことができる仕組みが、「非障害者スポーツとしての障害者スポーツ」として開発されていってよいように思われたのである。

そして、この「非障害者スポーツとしての障害者スポーツ」の発想こそは、いつの日か全体社会において、「ルールの閉域」を自由に操作することで「インペアメント（ままならないこと）」を無意味化するきっかけになるものなのである。そこで達成されるものはや「障害者の人権」ではない。そこで達成されるものは、「人間の可能性の解放」なのである。

5-2. 「人権社会学」と「法の外」

「人権社会学」こそは、法的権利の保護の外側に、人権をめぐる重要な研究フィールドがあることを扱ひ得る学問である。そして、「主権者のクラス分け」が何を行っているのかを「人権社会学」が明らかにしたあとで初めて、今回「東京2020オリパラ競技大会」で生じた3件の排除事件は、「生成途上の人権」に関わる事態にすらまだなっていない、「人権以前の人間の状態に関わっての排除事例」であるということが、言えるようになるだろう。

そして、もし「人権社会学」が十分に発展するのならば、やってくる次の時代には、今回排除された3種のアスリートたちが、普通の意味で「人間としての主張」をすることが可能となるだろう。人間に「既存の人権」にたよらない「状況改善可能性」を与えることこそは「人権社会学」の機能そのものだからだ。

ここでは、「パッシングによるごまかしをした上での社会的承認」の十全な権利性が認められることだろう。「パッシングする日常にしたがって性別を取り扱われる権利」や「身体の多様性を適切に補正してスポーツ競技に参加する権利」や「競技チーム間の対等性を確保する方法の下で障害者スポーツ選手のままにいる権利」が、アスリートたちに帰属され、慣習的な「公正さを確保された大会でスポーツ競技をする人権」との比較均衡によって、妥当な落とし所が検討されるようになるだろう。「パリ2024オリパラ競技大会」がそのような大会になることを願ってやまない。

【注】

¹ 本論文では「クラス分け (Classifying)」という用語については、障害者スポーツでの用語法を基本にしつつも、必要に応じて、その意味を拡張して用いている。

すなわち、障害者スポーツにおける「クラス分け」は、①「個々の障がい競技に及ぼす影響をできるだけ小さくし、平等に競い合うため」、②「同程度の障がい競技グルー

プを形成する」ことと標準的にはされている（日本パラ陸上競技連盟 n.d.）。

それは、歴史的には3段階の進化をしてきているという。すなわち、「1948年から障害の原因となった疾患名を基準にした「医学的クラス分け／Medical Classification」が取り入れられ」「その後、1992年から選手の残存している身体機能を基準にした『機能的クラス分け／Functional Classification』が取り入れられ」、さらに、「2007年からは各競技特有の身体運動やスキルに対するパフォーマンス遂行程度を基準にした『競技特異的クラス分け／Sports Specific Classification』が実施されている」（日本パラ陸上競技連盟 n.d.: 頁数不明）。

しかし、この説明は2つの意味で不十分である。

まず、形式面でいえば、実際に行われている「クラス分け」はこのパラ陸上競技連盟の定義を超えたものを含んでいるのに、それが取り入れられていないという不十分さがある。

さらに、機能面でいえば、「クラス分け」というシステム全体の中には、最低限の障害レベルの確保をするものもあり、その規則と、「競技特異的クラス分け」の実務の実際を組み合わせるのなら、「パラリンピック競技」を「オリンピック競技」の下に位置づける装置としての機能をも全体としてのクラス分けシステムが、持っているといえるのに、その部分が定義に反映していないという不十分さがある。

すなわち、形式面でいえば、本論文の「車椅子バスケットボール」に言及する後半で詳述するように、上述の②「同程度の障がい競技グループを形成する」とは違う公平性確保システムと組み合わせになっている「クラス分け」も存在している。今回の『東京2020オリパラ競技大会』では、おそらくはテレビでの高視聴率を獲得するために「ミックス種目」が増えていが（卓球、柔道等）、性別ミックスにしても、体重ミックスにしても、②ではなく③「同程度の競技力チームで競技グループを形成する」ためであるといえよう。

さらに本論文では、②を変形した④「同程度の障がい競技グループを形成するために、競技グループに参加する権利を統制する」の場合も、「クラス分け」と呼ぶこととした。すなわち、キャスター・セメンヤやマルクス・レームが受けた審査は、「資格審査そのものとしてのクラス分け」なのであって、それもまた、この④の意味ではやはり「クラス分け」なのである。

ついで、機能面でいえば上述のように、最低限の障害性を確保するための「クラス分け」（国際パラリンピック委員会が設定したルール）がある。障害があるから、自動的に競技パフォーマンスが、障害のないものより劣るということはないはずなのだが、本論文後半でみる「車イスバスケットボーラー」に関する国際パラリンピック委員会の主張の背後には、そのような暗黙の前提があると考えないと理解不能な部分がある。つまり、暗黙裏に、競技パフォーマンスの高低序列として、「オリンピック」（高）と「パラリンピック

ク」(低)があることとされており, そのような想像上の秩序と整合するように, システムが形つくられているのである.

そういう「オリンピックパラリンピック関係」すなわち, 競技パフォーマンスのレベルでの「上下での配置」を志向した関係が存在することを前提にすると, 「パラリンピック」競技の中の通常の「クラス分け」が「競技特異的クラス分け」になっていることの別の側面が見えてくる. つまり, 「オリンピックパラリンピック」関係と「パラリンピック内の競技力序列」とは連続して一貫したものなのである.

一覧表にまとめると以下の表 2 のようになるだろう.

表 2 標準的な「クラス分け定義」と本稿での拡張後の「クラス分け定義」の対比表

クラス分けの種目	定義の前半 (目的)	定義の後半 (接続するシステム)
パラ陸上	①「個々の障がい者が競技に及ぼす影響をできるだけ小さくし, 平等に競い合うため」	②「同程度の障がい者が競技グループを形成する」
ミックス競技	(同上)	③「同程度の競技力チームで競技グループを形成する」
車椅子バスケットボール	(同上)	③「同程度の競技力チームで競技グループを形成する」
資格審査そのものとしての「クラス分け」	(同上)	④「同程度の障がい者が競技グループを形成するために, 競技グループに参加する権利を統制する」

² D&I.D と I のそれぞれの語義は, 「ダイバーシティ=多様性」, 「インクルージョン=包括・受容」. したがって, この 2つを組み合わせる, 「ダイバーシティ&インクルージョン」は, 「人間の多様性 (=ダイバーシティ) を承認し, 受け入れて活躍させること (=インクルージョン)」であると, 一般的にいわれている.

³ 1964 年の東京パラリンピックは, じつは, 毎年開催されていた国際ストーク・マンデビル競技大会の「第 13 回大会」として開催されていた. 「パラリンピック」は, その大会の愛称としてポスター等に採用されたものだった. また, 当時の「パラリンピック」の「パラ」は, 「オリンピック」に対応した「パラ」(もうひとつの, 並行した), という意味ではなかった. 1964 年の「東京パラリンピック」においては, 「パラ」は「対麻痺者を意味する Paraplegia (パラプレジア)」由来の語であった. 詳しくは, 平田竹男ほか (2016), 三枝義浩 (2018), 田中圭太郎 (2020) などを参照せよ.

⁴ 本稿のこの節で, キャスター・セメンヤにのみ注目するのは, 不適切かも知れない. な

ぜなら、「東京2020オリパラ競技大会」には、より端的に「競技参加を拒否された選手」として、陸上女子200mのクリスティン・エムボマとベアトリス・マシリングがいるからだ。クリスティン・エムボマは200mの銀メダリストであり、ベアトリス・マシリングは、6位入賞者であった。しかし、彼女たちは、400mに出ることができなかった。なぜなら、400mから1600mの間に、「アンドロゲン症規定」があったからだ。

⁵この部分、新聞報道による。朝日新聞(2021)によれば、「テストステロン値が高い選手が国際大会で400m～1600mの種目に出場する場合は、数値を薬などで基準値の5ナノモル以下にし、最低でも6カ月維持するように」世界陸連は求めた、とのことである。なお、朝日新聞はさらに以下のようにも書いている。「世界陸連によると、ほとんどの女性は血中濃度が1リットルあたり2ナノモル(ナノは10億分の1)以下で、セメンヤら高数値の選手は7.7～29.4ナノモルだ」(朝日新聞, 2021)。

⁶もちろん、生物学的性の基盤のうえに、社会文化的性がある、という立場をナイーブにとるつもりはない。加藤秀一(2006b)が述べるように、両者は循環している。しかし、とりあえず、社会的に「生物学的性」と扱い得るものが存在することは社会的事実だし、「社会文化的性」と扱い得るものが存在することも、社会的事実であろう。そのうえで、生物学的性が存在すると主張する人々ですら、複数の要素を慎重に総合していくしかないと考えている、ということが重要である。性染色体で決まるわけではないし、外性器の特徴と内性器の特徴とがつねに一致しているわけでもない。たとえば、加藤秀一(2006a)、森山至貴(2017)等を見よ。

⁷この部分の記述は、「高アンドロゲン症規定」と呼ばれるものである。井谷聡子(2018:170)によればそれは「女子選手の体が生成するアンドロゲン(男性ホルモン)の一種であるテストステロンのレベルの上限を設ける規定で、男子下限値(10nmol/l)を越える場合は女子競技に参加できない。男子選手に対する同様の規定はない」とのことであるが、詳細な「クラス分け」メカニズムについては、調べが追いついていない。次稿を記したい。

⁸あとでのべるように、この「クラス分け」されたすべての「クラス」が、「競技参加枠組」となるわけではない、という構造は、キャスター・セメンヤについて言えるだけでなく、マルクス・レームにも言える構造であるし、今回排除された(とおぼしき)車イスバスケットボール選手にも言える構造なのである。

⁹筆者はかつて、ゴフマン的な「ゲーム的パッシング」と、ガーフィンケル的な「非ゲーム的パッシング」を比較して、樫田(1991; 1993)を書いた。また、その後、この「非ゲーム的パッシング」を生きることこそ、「ブリコラージュ(器用仕事)」としての生を生きることだ、という理解に達し、多くの論文で、ガーフィンケルの「非ゲーム的パッシング」のアイディアに基づいたものを展開している。たとえば、樫田(2021a; 2021b)や樫田・小川編(2021)もそのような論考として思いつき、書かれたものである。ガーフィンケルとゴフマンの対比については、Maynard(1991)(樫田訳2019→2020)も参照せよ。

¹⁰ 自分に期待されていることを実行する形のパッシングは、期待されていることの具体的な形が分からなくても行うことができる。なぜなら、「あなたが想像しているとおりのことをしたわ」と答えればよいからである。この「期待の追随」でガーフィンケルの「アグネス」は、「女子であること」を「維持」していた。

¹¹ この「表 1 スポーツ選手の「理念適合性」一覧表——競技性を支える斉一性理念への注目」は、2020年6月に開催された日本スポーツ社会学会（第29回大会）のための発表資料として作成されたものである。作成に当たっては、順天堂大学の渡正氏からの助言がたいへんに有効であった。

¹² 2012年ロンドンオリンピックの男子走り幅跳びの優勝記録は、グレッグ・ラザフォード（英国）の8m31cmであった。2016年リオデジャネイロ大会では、ジェフ・ヘンダーソン（アメリカ）が8m38cmで金メダルであった。

これに対し、マルクス・レームのベスト記録は2018年が8m48cmであり、2021年は6月1日に8m62cmを「パラ陸上ヨーロッパ選手権」で出している。

けれども、国際陸連は、「義足が有利に働いていないことを選手側が証明しなければならぬ」という条件を出して、実質的にマルクス・レームを排除している。

¹³ 「国際車イスバスケットボール連盟（IWBF）」は、この「クラス分け」については、IPCの通常の「クラス分け」とは「別の哲学」があると主張している。たとえば、邦文訳「国際車イスバスケットボール連盟は国際オリンピック委員会とは別の独立した連盟として、いつも別のクラス分け哲学を持ってきた。そして、別の分類規則、および別の政策を持って来ており、それらは、[IPCの]規則が改訂されるまで、IPCに準拠し、尊重されてきました。（以下、原文）IWBF, as an independent federation from the IPC, has always had its own classification philosophy, classification regulations and policies which were respected and aligned with IPC until their code was revised.」（<https://iwbf.org/2020/01/31/iwbf-statement-on-ipc-classification-decision/>）

¹⁴ 「車椅子バスケットボール」の場合、選手は障害の程度に応じてクラス分けされ、ポイント化されている。障害が重いと持ち点1.0、軽いと持ち点4.5になる。このように、0.5点刻みの持ち点制である。コート上の5人の選手のポイントは合計で14.0を超えてはならない。

繰り返しになるが、この車イスバスケットの「クラス分け」は、障害者水泳等の個人競技の「クラス分け」とは意味が違う。個人が競うのではなく、同じ14点上限のチーム同士が競うのだから、ハイポインター（4.0とか4.5とか）がどんなに障害が軽くても、そして、ローポインターと同じコートで競技していたとしても、そのことと不公正さ（競技性）は直結してこないのである。なお、国際パラリンピック委員会における「最小障害基準（minimum disability criteria）」をクリアした（上回った）選手のみがパラリンピックに出場できるというパラリンピアン要件というものがあるが、これも一種の「クラス分け」

であると言えよう。

¹⁵ただし、この「国際オリンピック委員会」と「国際車イスバスケット連盟」の対立は国内ではほとんど報道されなかった。その背景には、2020年1月31日に出された日本車イスバスケット連盟の声明（「国際パラリンピック委員会の報道発表を受けて」（<https://jwbfg.jp/news/412>））が、「IWBF側に折れるように要請するもの」だったことがあるだろう。つまり、ハイポインター（持ち点が4点や4.5点のチームメンバー）については、個人としての十分な障害者性を明示せよ、という立場を取ったことがあるだろう。

【付記】

本論文は、2021年10月10日に開催された、人権社会学第2回WEB公開シンポジウム『パラリンピックから考える新しい人権/人権社会学』における第2報告、樫田美雄「障害者スポーツ選手は、障害者なのか、スポーツ選手なのか——東京2020パラリンピックの現実」をもとに、新たに書き下ろしたものである。シンポジウムの司会を務めて頂いた小川伸彦氏（奈良女子大学）、第1発表者になって下さった渡正氏（順天堂大学）、コメンテーターをつとめて下さった杉浦真理氏（立命館宇治中学校・高等学校）、シンポジウムの事務担当・YouTube接続担当を務めて下さった加戸友佳子氏（神戸大学）ほかの関係者各位に、御礼申し上げます。

なお、本シンポジウムの動画記録は、若干の編集を加えた上で公開されている（https://www.youtube.com/watch?v=MtBEW_v5uyI）。また、第1回シンポジウム（見た目問題を考える）を含めた諸情報は、下記で得られる（人権社会学シンポ用の資料サイト https://drive.google.com/drive/folders/1e92hzyUFAJ_Nwt-FSXYzlNZY6PrccsDY）。

さらに、このシンポジウムに関連して、リサーチマップ上に「人権社会学」（<https://researchmap.jp/community-inf/jinken>）という「コミュニティ」を作成した。参加資格はとくに設けていないので、どなた様も奮ってご登録頂きたい。

【参考文献】

アメリカ社会学会，n.d.，「人権社会学」セクションサイトにおける解説，（<https://asahumanrights.wordpress.com/about-us/>，2021年3月20日閲覧）。

朝日新聞，2021，「女子種目に出られなかった2選手，別種目で快走 物議醸す新規定」朝日新聞社（2021年8月3日）。

藤井剛，2018，「第6回 新しい人権（第1章 現代の政治 第2説 日本国憲法の基本原理）」（NHK 高校講座 ラジオ学習メモ）

（https://www.nhk.or.jp/kokokoza/radio/r2_seikei/archive/2018_seikei_06.pdf，2021年7月9日閲覧）。

- 藤野久美子・樫田美雄, 2017, 「ルールや環境から直接規定されないものとしての実践——女性競技者による車椅子バスケットボールの場合」『現象と秩序』7: 81-104.
- Garfinkel, H., 1967, 'Passing and the Managed Achievement of Sex-Status in an "intersexed" person part1' *Studies in Ethnomethodology*, Englewood Cliffs: Prentice Hall. (山田富秋・好井裕明・山崎敬一抄訳, 1987, 「アグネス, 彼女はいかにして女になり続けたか——ある両性的人間の女性としての通過作業とその社会的地位の操作的達成」山田・好井・山崎編訳, 『エスノメソドロジー——社会学的思考の解体』せりか書房, 215-295.)
- 平田竹男・河合純一・荒井秀樹, 2016, 『パラリンピックを学ぶ』早稲田大学出版部.
- 飯田貴子・熊安貴美江・來田享子編, 2018, 『よくわかるスポーツとジェンダー』ミネルヴァ書房.
- IPC, n.d., 「How do Para sports ensure there is a level playing field between athletes with different impairments?» (IPC の WWW サイト中の『クラス分け: よくある質問』コーナーの冒頭部分) (<https://www.paralympic.org/classification/faq>, 2020年6月5日閲覧).
- IPC, 2020, 「Wheelchair Basketball could lose Tokyo 2020 spot」(IWBF への通告内容) (<https://www.paralympic.org/news/wheelchair-basketball-could-lose-tokyo-2020-spot>, 2020年6月5日閲覧).
- IWBF, 2020, 「IWBF Statement on IPC Classification Decision」(<https://iwbf.org/2020/01/31/iwbf-statement-on-ipc-classification-decision/>, 2020年6月5日閲覧).
- 井谷聡子, 2018, 「2つの性に分けられぬ身体」飯田貴子・熊安喜美江・來田享子編『よくわかるスポーツとジェンダー』ミネルヴァ書房, 170-171.
- 井谷聡子, 2021, 「本シンポジウムの背景と性別確認検査・高アンドロゲン症規定の概要 (1. スポーツにおける性別二元制と高アンドロゲン症規定)」『スポーツとジェンダー研究』19: 22-26. (注記: 元は2020年の第19回日本スポーツとジェンダー学会大会のワークショップBでの報告である)
- 樫田美雄, 1991, 「アグネス論文における<非ゲーム的パッシング>の意味——エスノメソドロジーの現象理解についての若干の考察」『年報筑波社会学』7: 74-98.
- 樫田美雄, 1993, 「共同的達成としてのパッシング——エスノメソドロジー的秩序理解の試み」江原由美子編『微視的権力状況に置ける会話分析』科研費報告書: 53-64.
- 樫田美雄, 2019, 「障害社会学の立場からの障害者スポーツ研究の試み——『非障害者スポーツとしての障害者スポーツ』」榊原編『障害社会学という視座』新曜社, 65-87.
- 樫田美雄, 2020a, 「障害社会学の立場からの障害者スポーツ研究の試み——社会モデルを障害社会的に乗り越える」(日本スポーツ社会学会第29回大会, 会場配布資料. 現在は, 樫田のリサーチマップ内のキャビネットで公開中. URLは下記.

https://researchmap.jp/cabinets/cabinet_files/index/770878/e249d75f92d5737cd804cc988ac11cb7?frame_id=1411156

檜田美雄, 2020b, 「スポーツ社会学が実践の学になるための2つの方法——設計主義的
思い込みから自由になること, 及び, シークエンスあるいはシステムへの注目」『ス
ポーツ社会学研究』28(2): 43-56.

檜田美雄, 2021a, 『ビデオ・エスノグラフィーの可能性——医療・福祉・教育に関する
新しい研究方法の提案』晃洋書房.

檜田美雄, 2021b, 「人権社会学としての『〈当事者宣言〉の社会学』」『現象と秩序』
14: 65-76.

檜田美雄・小川伸彦編, 2021, 『〈当事者宣言〉の社会学——言葉とカテゴリー』東信
堂. (この本のチラシや, 人権社会学シンポジウムの予告動画4篇等の関連資料が掲
載されている「グーグルドライブのURL」は下記.

https://drive.google.com/drive/folders/1e92hzyUFAJ_Nwt-FSXYzlNZY6PracsDY?usp=sharing)

加藤秀一, 2006a, 『ジェンダー入門——知らないと恥ずかしい』朝日新聞社.

加藤秀一, 2006b, 「ジェンダーと進化生物学」江原由美子・山崎敬一編『ジェンダーと
社会理論』有斐閣.

Maynard, Douglas W., 1991, “Goffman, Garfinkel, and Games”, *Sociological Theory*, Vol.
9, No.2 (Autumn, 1991), 277-279. (2019, 檜田美雄訳, 「〈翻訳と訳者解説〉
ゴフマン, ガーフィンケル, そしてゲーム」『現象と秩序』10: 57-68.→2020, 『現
象と秩序』10 (第2版): 57-68.)

森山至貴, 2017, 『LGBTを読みとく——クィア・スタディーズ入門』筑摩書房.

日本経済新聞, 2019, 「マルクス・レーム——パラの絶対王者が夢見る『共生』」
(2019年9月12日付).

日本パラ陸上競技連盟, n.d., 「競技規則・基礎知識 (WEBサイト)」
(<https://jaafd.org/sports/basic-knowledge>, 2021年10月8日閲覧).

大貫恵佳, 2021, 「パンデミックと剥き出しの生——『生命か経済か』という問いがつか
きつけるもの」『現代社会学理論研究』15: 137-149.

Purdue, David E. and P. David Howe, 2013, “Who’s In and Who Is Out? : Legitimate
Bodies Within The Paralympic Games” *Sociology of Sport Journal* 30(6): 24-40. (檜
田美雄・平澤彩乃訳, 2020, 「誰が出場し, 誰が除外されるのか?——パラリンピ
ック競技大会における適格な身体とは」『現象と秩序』13: 63-88).

來田享子, 2018, 「性別確認検査」飯田貴子・熊安喜美江・來田享子編『よくわかるス
ポーツとジェンダー』ミネルヴァ書房, 150-151.

來田享子・田原淳子, 2018, 「トランスジェンダー／インターセックス・アスリートの
スポーツ参加をめぐる課題——性別確認検査導入の経緯と近年の参加資格規程変更を

めぐって」日本体育協会『スポーツ指導に必要なLGBTの人々への配慮に関する調査研究——第1報（平成29年度 日本体育協会スポーツ医・科学研究報告Ⅱ）』公益財団法人日本体育協会）：35-50.

三枝義浩，2018，『パラリンピックとある医師の挑戦』講談社.

榊原賢二郎編，2019，『障害社会学という視座——社会モデルから社会学的反省へ』新曜社.

清水晶子，2021，「『同じ女性』ではないことの希望——フェミニズムとインターセクショナリティ」『多様性との対話——ダイバーシティ推進が見えなくするもの』青弓社，145-164.

田中圭太郎，2020，『パラリンピックと日本——知られざる60年史』集英社.

渡正，2012，『障害者スポーツの臨界点——車椅子バスケットボールの日常実践から』新評論.

【編集後記】『現象と秩序』第15号をお届けします。今回もまた、社会学、民俗学、言語学といったさまざまな分野からご投稿いただきました。

第1論文は、子育て中の大学教員のワーク・ライフ・バランスに関する論考です。聞き取り調査からその実態が明らかにされており、(子育て中の身にとっては)ロールモデルとして興味深く、また、研究活動をどう位置づけるべきかという著者の問いも考えさせられます。

第2論文は、通訳者が相互行為のなかで行なう介入行為とその意義について、会話分析から明らかにしています。在日外国人が助産師外来を受診する場面における通訳者の巧みな介入行為が、参加者の相互行為と課題を達成するダイナミズムが見えてきます。

第3論文は、愛知県三河地区の「赤引糸」および「お糸船」の伝統を支えてきた人びとの軌跡を記録したものです。また、高齢化が進み存続の危機に瀕する共同体の伝統を、どのようにして維持していくかという問題にも切り込んでいます。

第4論文は、節分に豆まきをしないという習俗をもつ地域のフィールドワークの成果です。その習俗の単位(家単位、地域単位等)や赤鬼法性院伝説との関連、そして単位と伝説との関連性についてなど詳細に考察されている、粘り強い調査研究の賜物だと思われます。

第5論文は、普通体の会話の中で丁寧体が出現する「アップシフト」という現象を、漫才のデータを元に考察しています。日常生活のなかで見出せる素材のおもしろさもさることながら、その分析の鋭敏さも読みごたえがあります。

第6論文は、今年開催された「東京2020オリパラ競技大会」における参加資格問題について、人権社会学の見地から考察しています。この問題を「パスする日常」の妨害という観点で切り込み、今年の「オリパラ」が、むしろインクルージョンの徹底に向けての諸工夫を無視した時代逆行的存在であった可能性を示唆しています。

ぜひご堪能ください。(H.Y.)

『現象と秩序』編集委員会(2021年度)

編集委員会委員長：堀田裕子(愛知学泉大学)

編集委員：檜田美雄(神戸市看護大学)、中塚朋子(就実大学)

編集幹事：川上陵哉(神戸市外国語大学)

編集協力・印刷協力：村中淑子(桃山学院大学)

『現象と秩序』第15号 2021年10月31日発行

発行所 〒651-2103 神戸市西区学園西町 3-4

神戸市看護大学 檜田研究室内 現象と秩序企画編集室

電話・FAX) 078-794-8074 (檜田研), e-mail: kashida.yoshio@nifty.ne.jp

PRINT ISSN : 2188-9848

ONLINE ISSN : 2188-9856

<http://kashida-yoshio.com/gensho/gensho.html>